

ご存知ですか？水道管・水質の管理区分

道路に埋設している水道管の分岐から、敷地内に引き込まれている水道管や蛇口までを**給水装置**といいます。

給水装置は、使用者が工事費と加入金を負担しており、個人の財産となります。そのため、維持管理は使用者となります。

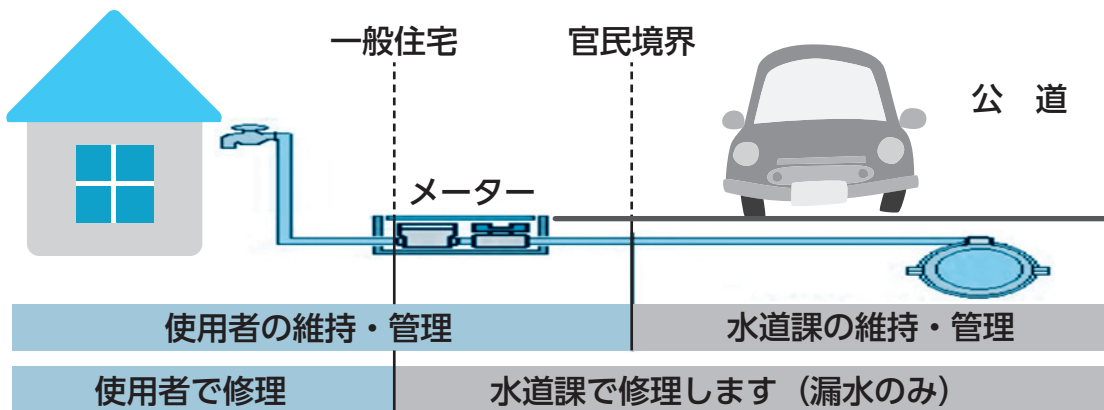
しかし、使用者がすべて維持・管理することは難しいため、メーター器までの漏水については、多久市が修理を行っています。この場合、使用者の了解を得て行いますが、復旧工事に伴う敷地内にある生垣や芝生、花壇などの復旧費用は使用者の負担になります。

水質の管理区分

水質は、給湯器、浄水器などの機器を設置している場合は、その流入口まで、また、貯水タンクを設置している場合は、タンクへの流入口までが多久市の管理となります。給湯器、浄水器、貯水タンクを通った水の品質は使用者で管理してください。

■問い合わせ

水道課 工務係 ☎75-18433



あなたの『井戸水』は、大丈夫?!

井戸水や湧水は、有害物質の地下浸透や周辺環境の影響を受けやすく、水質が安定していません。衛生管理が十分でないと汚染され、健康被害が生じる可能性があります。

個人住宅等の飲用井戸等は、水道法に基づく水道事業には該当しないため、水質検査の義務はありませんが、普段から水の色や味、臭いに注意してください。

もし異常があれば飲用は中止して、水質検査登録機関で水質検査を受けてください。

できれば炊事や飲用には、安全な水道水を利用し、井戸水は掃除や散水に使用するようにしましょう！

▼問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-16117

Information 情報課

パブリックコメントを実施しています

現在募集しているパブリックコメントの募集案件は次の通りです。

- 多久市水道事業中期経営計画(案)
- 多久市犯罪被害者等支援条例(案)
- 多久市地域環境保全条例(案)
- 多久市空家等対策計画(案)

くわしい内容は多久市ホームページや各町公民館で閲覧できます。

▼問い合わせ 情報課 広報広聴係 ☎75-12280

